

菜の花だより

【発行】東海みなみ日本共産党後援会(部内資料)
2014年1月 東海村村松2401-2
TEL/FAX 029-284-0761 大名美恵子気付
*ご相談は、菜の花会または大名美恵子村議までどうぞ



増税・社会保障解体・秘密保護法など くらし破壊の安倍自公政権にストップを！ 村民生活応援の村政をいっそうつよめて！

初春に孫子の幸を希いつつ
憂うべきかな軍靴の響き
(大名章文)



大名美恵子議員



新しい年、2014年を迎えました。お変わりありませんか。

12月6日、自民・公明の両党は、人権・民主主義・平和の憲法をふみにじる稀代の悪法、秘密保護法を強引に成立させました。かつての治安維持法にそっくりです。安倍政権の暴走政治は、あらゆる分野で、国民のくらしに大変な犠牲を強い、日本の未来を暗く塗りつぶすものです。国民との矛盾と対立はいちだんと鋭く、深刻にならざるをえないでしょう。

4月からの消費税8%への増税、若い人たちの希望を奪う労働法制の改悪、医療・介護・子育てなど全面的な社会保障の解体、福島第一原発の非常事態

のもとでの原発の再稼働・輸出、秘密裡のTPP交渉、沖縄・辺野古への新基地建設のゴリ押し——一!! 安倍自公政権は、国政選挙がないといわれる3年の間に、国の姿を変えるほどの悪政を次々に強行しようとしています。

なんとしても暴走政治にストップをかけなければなりません。村政も、国の悪政から村民生活をしつかり守る防波堤となることがいっそう求められます。

「政治を変えたい」と願う多くのみなさんと力をあわせて、命・くらしを守る政治を取り戻すために、今年も全力をつくしてまいります。ご支援をどうぞよろしくお願い致します。



どうしてもおかしい! 来年4月から、コミセン利用の減免団体は公的・公共的団体のみ



中丸コミセン

村は、この4月から、コミセンの使用に関する規則を見直し、現在減免適用になっている555団体のうち、公的・公共的団体と思われる150団体以外は、基本料金を徴収することにしました。

村には公共施設が他にもあり、同じように減免制度が採用されていますが、なぜコミセンだけが減免制度を変えるのでしょうか。説明で村は、この間、コミセン利用者、または利用をしていない人も含めて利用に関するアンケート調査を行ったところ、利用をしている方からも、「利用料は多少払っても良い」との、回答があったと言っていますが、こうした公共施設の利用に関する大きな変更を行うときには、関係者に集まっただけ十分時間をかけて検討すべきです。

は、関係者に集まっただけ十分時間をかけて検討すべきです。

村民の中には、さまざまな活動をされ、複数の公共施設を利用している方が大勢います。そもそも公的・公共的団体かどうかを誰が何にもとづき判断するのかなど不明です。また、庁内に設置されている公共施設等使用料審査会の審議状況も明らかにされていません。コミセンだけの減免制度改定ありきで突っ走るの手法としては評価できません。公共施設は民間の貸し館と違って、あくまで利用する住民の立場で検討すべきです。再検討すべきです。尚、規則の改定は、議決なしで運用できることになっており、議会にかからず、説明のみで実施する運びです。しかし、今回の件は、大変大きな問題です。急激な改定は避けるべきです。

川根区に建設予定の産廃処理施設 許可取消し訴訟は、高裁に。 ぜひ傍聴を! 三好康彦元広島大学教授が、燃烧計画・炉の構造問題を指摘。

現在、本焼却施設に関しては、設置許可取り消しと建設差し止めを求めた裁判が行われています。設置許可取り消し訴訟は、控訴審として高裁でたたくわれています。

高裁では、元県立広島大学教授の三好康彦さんが、「大豊プラントの計画では焼却炉の構造と燃焼具合についても矛盾があり、4点の許可要件が抜け落ちている」と重要な指摘をされています。炉の構造上、また燃焼計画では絶対的に空気不足で不完全燃焼となり、黒煙をはじめ一酸化炭素、アルデヒド、ダイオキシン類の発生原因物質を大量に発生することになると言い、これ

を見落とした茨城県の許可処分は誤りだと言っています。これらは高裁での大きな争点になっています。

これまでに、高裁の裁判長の求めにより、原告・被告両者がパワーポイントを使つての問題点の説明など行ってきました。原告側は、三好先生のご協力をいただきながら明快な説明を終えました。裁判長は、できるだけ争点をしぼって、分かりやすくし審理を進めたいと意欲的(に見えます)です。

また裁判長は、原告側が「三好先生の証人尋問を要求」したことについて、証人尋問を認める表明をしました。是非多くの傍聴をお願いいたします。



菜の花会および菜の花だより読者新春交流会

*日時 2月15日(土) 出発 午前10時 押延 麵亭「藤」前
午前10時5分 中丸コミセン駐車場

*場所 湯の澤鉱泉(常陸大宮市、旧山方町)
参加費 4500円 帰り 湯の澤鉱泉 15時出発



ご参加お待ちしております! ご連絡は (284) 0761大名まで

東日本大震災で滑動崩落・液状化による宅地被害のその後の状況

(南台団地の場合)



写真:及川隆史氏 被災者の会
2011年3月11日大地震発生時、液状化等での被害は、個人での修復は不可能なほどの惨状に ↑ ⇒



2011年8月22日 日本共産党塩川鉄也衆議院議員とともに被災者の要望を伺う党村議団

塩川議員は、震災直後から何度も東海村を訪れ、被災者の要望を聞きながら、国会でのとりくみを報告しました。そして国の制度「造成宅地滑動崩落緊急対策事業」を創設させました。

村議会では、被災者の会が提出した議会請願を全会一致で採択し、村独自の宅地被害支援策を創設させました。

南台団地は昭和50年代に切土・盛土工法で作られた、戸数約700戸の大規模盛土造成宅地です。地震で団地周辺部は盛土が滑動・崩落、中心部では液状化が発生、宅地の地割れのため住居が全・半壊し、約70戸が村から避難勧告を受けました。直ちに被災者有志による「被災者連絡会」が結成されました。大名議員は、被災者が「避難勧告を受けたきりで、今後どうなるのかわからない」と、不安になっている声を聞き、役場に「説明会を開くよう」求めました。役場はすぐに説明会を開催し、たくさんの要望が出されました。

被災者連絡会は、「村役場との交渉、村議会への請願書提出、国交省への陳情」等々果敢にとりくみ、2012年12月に「宅地被害への東海村独自の支援策」が実施され、2013年5月から国の復興交付金事業「造成宅地耐震化緊急工事」が着工されました。現在、工事の1/5が終わろうとしています。しかし、この工事期間は4年間の予定で、工事完了までは滑動した土地への住宅建設ができないことや、「村独自の支援策」に該当できない被災者もいるなど、完全な復興はまだまだと言えます。団地に住むのを断念し、更地にしてしまった被災者もいます。



←村の一般廃棄物最終処分場（押延）



12月議会一般質問から

村の一般廃棄物最終処分場が、2015年7月で満杯に。今後の処分については、村外に委託する考え

(大名質問) 最終処分場の今後の埋め立て計画を問う。

(部長答弁) 一般廃棄物最終処分場の埋立容量は48,000立方メートル。2013年9月現在の残容量は2,222立方メートルで、埋立率は95%。東日本大震災の発生以降ごみ量が増加したことなどにより、このままのペースで埋め立てを継続すれば、平成27年7月に終末を迎える状態。

ひたちなか・東海クリーンセンターから搬入される飛灰の埋め立てについては、福島第一原発事故による影響確認のため、放射性物質濃度の調査を実施し、法律に基づき飛灰の上下に50cmの土壌を敷設するなどし埋め立てを行っている。こうしたことから、来年度から村外の最終処分場へ委託したいと考えている。

(大名質問) 処分の業務委託を考えているとのことだが、委託予定の処分先も受け入れに限界があると考えられる。村の最終処分場余剰地の建設整備をどう考えているのか。

(部長答弁) 新たに建設する場合の費用、建設年数等の調査を重ねてきたが、コスト面、緊急性などを考慮した結果、当面間は業務委託の方向で対処する考え。委託先については新たな処分先なども含めて確保を検討していきたい。

(大名意見) 今のごみはどこに持ち込まれても、どこも嫌なことになる。自分の村で処分できるのが一番望ましいのではないかと。震災後、埋立方法や状況が変わった時点で残容量を心配するということがあったなら、また対応が違ったのではないかと。

1.2街頭から訴える大名議員



安倍自公政権の暴走にストップをかけましょう。増税をやめさせ、戦争する国づくりのための秘密保護法は何としても廃止に。
住民の命・暮らしを守るあたたかい政治を、ご一緒に取り戻しましょう!!



原子力機構再処理施設に保管されたプルトニウム溶液と高レベル放射性廃液は、安全装置が壊れると沸騰して放射性物質が飛散したり、水素爆発を起こしたりするおそれがある(12月2日付規制庁発表)

(大名質問) 原子力規制委員会が正式決定した核燃料サイクル施設や試験研究炉の新規制基準の該当施設と評価を問う。

(部長答弁) 新規制基準は施設の種類ごとに策定され、地震、津波への対応や火災防護対策、電源の信頼性の強化などが主な内容。各事業所が原子力規制庁へ申請し審査されることになる。村としても関係事業所が基準を満たしているかなどの確認を県と行っていく必要がある。該当事業所は、核燃料サイクル工学研究所、三菱原子燃料株式会社と原子燃料工業株式会社、原子力科学研究所、ニュークリア・デベロップメント(株)、核物質管理センター、東京大学大学院。

(大名質問) 特に再処理施設に関しては、そ

もそも危険で矛盾の多い再処理ありきの基準づくりであってはならない。原子力機構の再処理施設に保管されたプルトニウム溶液と高レベル放射性廃液は、合わせて430立方メートル。処理されずに放置されている。規制庁は、安全装置が壊れると沸騰して放射性物質が飛散したり、水素爆発を起こしたりするおそれがあると発表した。改めて私たちは大変危険な地域に住んでいることを知る。こうした状況についてどう考えるか。

(部長答弁) 高放射性廃液の貯蔵管理については、崩壊熱の除去及び放射性分解により発生する水素の送気などが必要なことから、廃液を貯蔵する貯槽には冷却や空気の供給などの安全対策を施すとともに、停電時に非常用発電機から給電が行えるようになっている。さらに、福島事故を教訓として、全電源喪

失時でも電源車を配備し、緊急時の多重の安全対策も実施している。しかしこれら全ての安全機能が継続して喪失するような場合、潜在的リスクとして環境への影響が考えられる。こうした潜在的リスクや安全性の向上を考慮すると、高放射性廃液の固化、安定化を早期に行う必要があることから、ガラス固化については新規制基準への適合の対応と並行して進めることが望ましいと考えている。

(大名意見) 高放射性廃液の固化、安定化処理について、県と一緒に、事業所・国に、きちんと述べるのが求められている。



